

その価格により入札した理由書

件名： 令和4年度 国補道路メンテナンス(橋梁)工事  
 業者名： 株式会社 本木建設  
 住所： 飯山市南町23-10

項 目	内 容
1 その価格により入札した理由	①直接工事については、弊社と協力業者との同種工事実績で施工可能な為 ②共通仮設については、協力業者保有機材運搬・施工が可能な為 ③現場管理費は、現地及び現場条件を確認した結果、管理費の共通的な経費削減が可能な為 ④一般管理費は必要最低限の金額を算出し計上 ①～④の具体的理由は別紙 以上により、自社・協力業者との協議検討から安全・工程・品質・施工等、全ての管理を保証出来ることを確認し入札額を決定しました。
2 契約工事に関連する手持ち工事の状況	別紙
3 過去10年間に施工した主な公共工事20カ所の工事名、発注者、工事成績評価点	別紙

記載要領  
各様式共通

1. 調査対象者又は受注者は、発注機関の長があらかじめ指定した期日（低入札価格調査通知日の翌日から起算して2日以内及び工事完了後しゅん工届提出時）までに記載要領に従って作成した各様式及び各様式の添付書類を提出しなければならぬ。又提出期限以降における提出書類の差し替え及び再提出は、認めない。ただし、発注機関の長が記載要領に従った記載とし、又は必要な添付書類を提出するよう教示をした場合は、この限りでない。
2. 各様式に記載した内容を立証するため、各様式ごとに提出すべき添付書類のほか、受注者が必要と認める添付書類を提出することができる（この場合、任意の添付書類である旨を各資料の右上部に明記するものとする。）
3. 調査対象者又は受注者は、資料提出にあたり、紙ベースと電子データ（工事調査様式1～2、工事調査表1～8）により協議し、発注者の確認後すみやかに指定様式をPDFファイルとして提出する。

工事調査様式1 その価格により入札した理由書

1. 当該価格で入札した理由を、労務費、手持ち資材の状況、手持ち機械の状況等の面から記載する。
2. 直接工事費、共通仮設費、現場管理費又は一般管理費等の各費目別に、自社が入札した価格で施工可能な理由を具体的に記載するとともに、各理由ごとに、その根拠となるべき以下の様式の番号を付記する（以下の様式によっては自社が入札した価格で施工可能な理由が計数的に証明されない場合は、本様式又は添付書類において計数的説明を行うものとする。）
3. 手持ち工事の状況は、国、長野県及び県内市町村発注の契約対象工事と同種又は同類（建設業法の業種区分）の手持ち工事を記載する。添付資料として、当該手持ち工事に関する契約書等の写しを添付する。
4. 過去10年間に施工した主な公共工事ケ所は、過去10年間に元請として施工した長野県発注の同種工事の実績について記載する。この際、低入札価格調査および重点確認調査の対象となった工事の実績を優先して記載するものとし、その数が20を超過するときは、判明している落札率の低い順に20の工事の実績を選んで記載する。また、各工事ごとの予定価格、工事成績評定点等を記載する。ただし、予定価格が公表されていない場合、工事成績評定点が通知されていない場合は、この限りでない。
5. 当該価格で入札した結果、安全で良質な施工を行うことは当然である。

### 入札した理由・施工可能な具体的理由

弊社は長野県及び長野県道路公社で工事発注された橋梁上部工事、橋梁修繕工事を平成21年から計12橋の工事を手掛けています。

工事広告を受け工事内容及び現場確認を実施し、長年取引の有る協力業者への協力及び見積書提出の依頼を実施した。

快く協力業者様からの工事協力と見積書提出を受け内容を照査検討し、工事施工可能と判断した。

また、現場は自然豊かな場所でも有り弊社が認証しているエコアクション21、そして長野県との締結3R協定、長野県SDGs登録会社として、自然に配慮した安全作業・現場発生材が生じた場合のリサイクル化で品質・出来形・出来栄の有る現場と致します。

#### ①直接工事

協力業者の提出された見積書により弊社は妥当額と判断した。

また、協力業者への諸経費計上については一般管理費等を必要最小限に抑えることで安全で良質な施工を行う事を確認した。

#### ②共通仮設費

工事はP6・P8橋脚の橋梁上部修繕工事で現場管理の最重要である安全管理では弊社が多く所有する安全看板、安全施設等の計画的な配置と作業内容による適宜な設置で一般交通への安全配慮と作業員の安全確保に向けた作業が出来ます。

工事での準備や片付けに要する準備費等は弊社職員対応が可能です。

#### ③現場管理費

現場管理では補助技術者を選任することで、現場管理、書類整理作成で作業時間削減が望めます。

また常駐する監理技術者2名はICT活用の実績と週休2日の実現を可能にした職員でもあるため、作業の工程・配置作業者を協力業者と強調しながら計画します。

#### ④一般管理費

上記をふまえ必要最小限で本社維持に必要な経費を計上。

以上により、弊社と協力業者の協議検討を行った結果、コスト面、品質、安全面を十分保証出来る応札額であること判断し、入札額を決定しました。

工事調査様式一1 項目2(手持ち工事の状況)

手持ち工事

発注者	工事名	工事個所	備考	
北信建設事務所	令和3年度国補道路メンテナンス(道路付属物等)工事	県内一円北信管内一円(国)292号 山/内町横ぞり2号スロープ		R4年11月10日竣工検査 低入対象外
北信建設事務所	令和3年度交付金(総流防)砂防(加速化)工事	(砂)倉下川山/内町 竜王	現場完了事前検査 R4年11月9日	R4年11月下旬~12月上旬 竣工検査予定 低入対象外
北信地域振興局	令和3年度復旧治山事業第102号工事(セロ国債)	下水内郡栄村字白鳥	現場完了事前検査 R4年10月14日実施済み	R4年11月下旬~12月上旬 竣工検査予定 低入対象外
北信建設事務所	令和3年度防災・安全交付金(総合流域防災) 急傾斜地崩壊対策工事	(急)天川 山/内 沓野	現場完了済	R4年12月上旬 竣工検査予定 低入対象外
北信建設事務所	令和3年度国補道路メンテナンス(道路付属物等)工事	(一)箕作飯山線 野沢温泉村明石洞門他3		R4年1月中旬~2月下旬 竣工検査予定 低入対象外
北信建設事務所	令和3年度防災・安全交付金(道路)工事	(国)405号栄村 和山~上/原	現場完了事前検査 R4年12月中旬予定	R4年1月中旬~2月下旬 竣工検査予定 低入調査
北信建設事務所	令和4年度交付金通常砂防工事	(砂)井出川 飯山市 照岡		

工事調査様式一1 項目3 (過去10年間に施工した同種工事)

発注者	工事名	工事個所	評価点	設計価格	入札価格	落札率	備考
北信建設事務所	平成22年度社会資本整備総合交付金 (水の安全・安心基盤整備)通常砂防工事	(砂)白鳥川 栄村白鳥	82	23,070,000	19,696,000	85.4%	低入調査
北信建設事務所	平成23年度地域自主戦略交付金(街路)工事	(都)中央橋線飯山市肴町	85	65,550,000	56,560,000	86.3%	低入調査
北信建設事務所	平成26年度26災公共土木施設災害復旧工事	(国)403号 飯山市桑名川	82	70,320,000	62,900,000	89.4%	低入調査
北信建設事務所	平成27年度防災・安全交付金(修繕)橋梁補修工事	(国)117号伍位野橋他 (白鳥大橋(2))	79	59,690,000	52,900,000	88.6%	低入調査
北信建設事務所	平成28年度防災・安全交付金広域河川改修工事	(一)千曲川飯山市飯山	81	53,820,000	47,880,000	89.0%	低入調査
北信建設事務所	令和元年度防災・安全交付金(道路)緊急対策工事	(一)箕作飯山線堺～東大滝	87	51,820,000	47,660,000	91.97%	低入調査
北信建設事務所	令和元年度特定緊急砂防(緊急対策事業)工事	(砂)井出川飯山市照岡4工区	88	183,430,000	169,450,000	92.38%	低入調査
北信建設事務所	令和3年度防災・安全交付金(道路)工事	(国)405号栄村和山～上/原		99,630,000	91,640,000	91.98%	低入調査

同種工事実績

発注者	工事名	工事箇所	評定点	予定価格	入札金額	落札率%	備考
1 北信建設事務所	平成29年度防災・安全交付金(修繕)橋梁補修(地方道)工事	(主)飯山野沢温泉 飯山市綱切橋	83	26,610,000	24,870,000	93.5%	
2 北信建設事務所	平成29年度防災・安全交付金(修繕)橋梁補修(国道)ゼロ県債工事	(国)117号飯山市 伍位野橋他(宮沢川橋)	87	25,920,000	23,950,000	92.4%	
3 北信建設事務所	平成30年度防災・安全交付金(修繕)橋梁補修工事	(主)飯山野沢温泉 飯山市綱切橋	83	19,160,000	17,840,000	93.2%	
4 北信建設事務所	平成30年度防災・安全交付金(修繕) 橋梁補修ゼロ県債工事	(国)117号飯山市 伍位野橋他(矢垂大橋)	87	63,920,000	58,840,000	92.1%	
5 北信建設事務所	令和2年度国補道路メンテナンス(橋梁)工事	(国)117号 栄村 栄大橋	84	24,110,000	22,780,000	94.5%	
6 北信建設事務所	令和3年度国補道路メンテナンス(橋梁)工事	(国)405号栄村 栃川橋	85	23,520,000	23,230,000	98.8%	
7 北信建設事務所	令和3年度国補道路メンテナンス(橋梁)工事	(国)117号栄村 青倉橋他	85	41,170,000	38,630,000	93.8%	

工事調査表一 1 積算内訳書(低入札価格調査通知日の翌日から2日以内及び工事完了後しゅん工届提出時に提出)

積算内訳書

工事名	令和4年度 国補道路メンテナンス(橋梁)工事									
	工種	単位	入札時				工事完成時			
			金額(a)	備考	金額(A)	備考	最終契約額 金額(C)	最終実績額 金額(B)	備考	
直接工事費	式	18,820,912		18,820,912		18,820,912				
共通仮設費	式	5,244,000		5,244,000		4,740,000				
純工事費	式	24,064,912		24,064,912		23,560,912				
現場管理費	式	15,456,000		15,456,000		13,000,000				
工事原価	式	39,520,912		39,520,912		36,560,912				
一般管理費等	式	7,559,088		7,559,088		6,759,088				
**工事価格計**	式	47,080,000		47,080,000		43,320,000				
**消費税額計**		4,708,000		4,708,000		4,332,000				
**工事費計**		51,788,000		51,788,000		47,652,000				

## 各様式共通

1. 調査対象者又は受注者は、発注機関の長があらかじめ指定した期日（低入札価格調査通知日の翌日から起算して2日以内及び工事完了後しゅん工届提出時）までに記載要領に従って作成した各様式及び各様式の添付書類を提出しなければならない。
2. 提出期限以降における提出書類の差し及び再提出は、認めない。ただし、発注機関の長が記載要領に従った記載とし、又は必要な添付書類を提出するよう教示をした場合は、この限りでない。
3. 各様式に記載した内容を立証するため、各様式ごとに提出すべき添付書類のほか、受注者が必要と認める添付書類を提出することができる（この場合、任意の添付書類である旨を各資料の右上部に明記するものとする。）
4. 調査対象者又は受注者は、資料提出にあたり、紙ベースと電子データ（工事調査様式1～2、工事調査表1～8）により協議し、発注者の確認後すみやかに指定様式をPDFファイルとして提出する。

## 工事調査表-1 積算内訳書

調査表2の総括表として作成する。

予定価格欄は開札後発注者が公表する「開札後公表設計書」の金額を記載する。



工事調査表一2 工事費内訳書(低入札価格調査通知日の翌日から2日以内及び工事完了後しゅん工届提出時に提出)

工事費内訳書												
令和4年度 国補道路メンテナンス(橋梁)工事												
工事名	入札時											
	工種	予定価格(竣工時に記載)		当初入札額		最終契約額		最終実績額		(b)/(a)	(b)/(a)が0.95~1.05を外れる場合 その理由を記入	
数量		単位	金額	数量	単価(a)	金額(A)	金額(C)	数量	単価(b)			金額(B)
橋梁保全工事												
橋梁付属物工												
伸縮継手工												
鋼-ゴム製伸縮装置補修	8.8	m		8.8	1048,000	9,222,400						
鋼-ゴム製伸縮装置補修	2.4	m		2.4	819,000	1,965,600						
鋼-ゴム製伸縮装置補修	1	式		1	252,300	252,300						
伸縮継手工												
鋼-ゴム製伸縮装置補修	10	m		10	463,000	4,630,000						
鋼-ゴム製伸縮装置補修	2.8	m		2.8	402,000	1,125,600						
鋼-ゴム製伸縮装置補修	1	式		1	207,400	207,400						
橋梁補修工												
断面修復工												
左管工法	1	構造物		1	641,200	641,200						
仮設工												
任意仮設												
交通管理工												
交通誘導警備員	1	式			417,860	417,860						
足場工												
足場工	1	式			358,552	358,552						
※※直接工事費計※※						18,820,912						
現場環境改善費	1	式			240,000	240,000						
共通仮設費率計算額	1	式				4,500,000						
※※共通仮設費計※※						4,740,000						
※※純工事費※※						23,560,912						
※※現場管理費※※						13,000,000						
※※工事原価※※						36,560,912						
※※一般管理費等※※						6,759,088						
※※工事価格計※※						43,320,000						
※※消費税相当額計※※						4,332,000						
※※工事費計※※						47,652,000						

## 各様式共通

調査対象者又は受注者は、発注機関の長があらかじめ指定した期日（低入札価格調査通知日の翌日から起算して2日以内及び工事完了後しゅん工届提出時）までに記載要領に従って作成した各様式及び各様式の添付書類を提出しななければならぬ。

提出期限以降における提出書類の差し替え及び再提出は、認めない。ただし、発注機関の長が記載要領に従った記載とし、又は必要な添付書類を提出するよう指示をした場合は、この限りでない。

各様式に記載した内容を立証するため、各様式ごとに提出すべき添付書類のほか、受注者が必要と認める添付書類を提出することができる（この場合、任意の添付書類である旨を各資料の右上部に明記するものとする。）

調査対象者又は受注者は、資料提出にあたり、紙ベースと電子データ（工事調査様式1～2、工事調査表1～8）により協議し、発注者の確認後すみやかに指定様式をPDFファイルとして提出する。

## 工事調査表一2 工事費内訳書

入札時に提出した工事費内訳書に対応する内訳書とする。予定価格欄は、低入札価格調査時は空欄とし、しゅん工届提出時に公表設計書の金額を記載する。以下の様式に記載する内容と矛盾のない内訳書とする。

調査対象工事の施工に当たって必要となるすべての費用を計上しなければならないものとし、発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない費用（例えば本社の社員を活用する場合など本社経費等により負担する費用）についで計上するものとする。

計上する金額は、計数的根拠のある合理的なもので、かつ、現実的なものでなければならぬものとし、具体的には、過去1年以内の取引実績に基づき下請予定業者（入札者が直接工事を請け負わせることを予定する下請負人をいう以下同じ。）等の見積書、自社の資機材や社員の活用を予定する場合は原価計算に基づく原価等を適切に反映させた合理的かつ現実的なものとする。

自社従事者に係る費用は直接工事費に、また、自社の現場管理職員（技術者等）及び自社の交通誘導員に係る費用は現場管理費にそれぞれ計上するものとし、一般管理費等には計上しないものとする。

現場管理費の費目には、租税公課、保険料、従業員給与手当、法定福利費、外注経費などを適切に計上するものとする。このうち、技術者及び社員の交通誘導員に係る従業員給与手当及び法定福利費については、他と区分して別計上とする。

一般管理費等の費目には、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、契約保証費などを適切に計上するものとする。

入札者の申込みに係る金額が、調査対象工事の施工に要する費用の額（上記3の定めに従って計上したものを）を下回るときは、その下回る額を不足額として一般管理費等の金額に計上する。

工事の施工に必要な費用との対応関係が不明確な「値引き」、「調整額」、「お得意様割」等の名目による金額計上は行わないものとする。

1 (b) / (a) が0.95～1.05を外れる場合、具体的かつ計数的に理由を記入する。

## 添付書類

本様式に記載する現場管理費のうち、記載要領6により別計上とした技術者及び自社社員の交通誘導員に対する過去3月分の給与支払額等が確認できる給与明細書又は労働基準法（昭和22年法律第49号）第108条の規定に基づく貸金台帳の写し及び過去3月分の法定福利費（事業者負担分）の負担状況が確認できる書面の写し等を添付する。

上記1の添付書類のほか、下請予定業者や納入予定業者の見積書など積算根拠を示すもの（取引実績や購入原価等に裏付けられたもの）を添付する。ただし、以下の様式及び添付書類によって積算根拠や取引実績等の裏付けが確認できる場合は、本様式の添付書類として添付することを要しない。

（注）本様式は、積算内訳書として提出するものとする。



## 各様式共通

1. 調査対象者又は受注者は、発注機関の長があらかじめ指定した期日（低入札価格調査通知日の翌日から起算して2日以内及び工事完了後しゅん工届提出時）までに記載要領に従って作成した各様式及び各様式の添付書類を提出しなければならない。
2. 提出期限以降における提出書類の差し替え及び再提出は、認めない。ただし、発注機関の長が記載要領に従った記載とし、又は必要な添付書類を提出するよう指示をした場合は、この限りでない。
3. 各様式に記載した内容を立証するため、各様式ごとに提出すべき添付書類のほか、受注者が必要と認める添付書類を提出することができる（この場合、任意の添付書類である旨を各資料の右上部に明記するものとする。）
4. 調査対象者又は受注者は、資料提出にあたり、紙ベースと電子データ（工事調査様式1～8）により協議し、発注者の確認後すみやかに指定様式をPDFファイルとして提出する。

## 工事調査表-3 手持ち資材一覧

1. 本様式は、調査対象工事で使用する予定の手持ち資材について記載する。
2. 「単価」の欄には、手持ち資材の原価を記載する（調査対象工事について発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない場合を含む。）例えば、使い切りの材料等については調達時の価格を、繰り返しの使用を予定する備品等については摩耗や償却を適切に見込んで価格を記載する。

## 添付書類

1. 本様式に記載した手持ち資材について、その保有を証明する帳簿の写し及び写真（調査対象工事に使用予定である旨を記載した予約書を当該資材固有の特徴が分かる部分（固有番号等）付近に貼付してその付近を撮影したものと及び資材全体が分かるように撮影したもの）を添付する。
2. 本様式に記載した手持ち資材について、調達時の価格が確認できる契約書等の写しを添付する。



#### 各様式共通

調査対象者又は受注者は、発注機関の長があらかじめ指定した期日（低入札価格調査通知日の翌日から起算して2日以内及び工事完了後しゅん工届提出時）までに記載要領に従って作成した各様式及び各様式の添付書類を提出しなければならぬ。

提出期限以降における提出書類の差し替え及び再提出は、認めない。ただし、発注機関の長が記載要領に従った記載とし、又は必要な添付書類を提出するよう指示をした場合は、この限りでない。

各様式に記載した内容を立証するため、各様式ごとに提出すべき添付書類のほか、受注者が必要と認める添付書類を提出することができる（この場合、任意の添付書類である旨を各資料の右上部に明記するものとする。）

調査対象者又は受注者は、資料提出にあたり、紙ベースと電子データ（工事調査表1～2、工事調査様式1～8）により協議し、発注者の確認後すみやかに指定様式をPDFファイルとして提出する。

#### 工事調査表-4 資材購入先一覧

「単価」の欄には、購入予定業者から資材の納入を受ける際の支払予定の金額で、当該業者の取引実績（過去1年以内の販売実績に限る）のある単価以上の金額等合理的かつ現実的なものを記載する。

「購入先名」の「入札者との関係」欄には、入札者と購入予定業者との関係を記載する。（例）協力会社、同族会社、資本金持分会社等。また、取引年数を括弧書きで記載する。

手持ち資材以外で自社製品の資材の活用を予定している場合についても本様式に記載するものとし「単価」の欄に自社の製造部門が第三者と取引した際の販売実績額又は、製造原価（いずれも過去1年以内のものに限る）を「購入先名」の欄に当該製造部門に関する事項を、それぞれ記載する。

#### 添付書類

購入予定業者が押印した見積書及びその購入予定業者の取引実績（過去1年以内の販売実績に限る）のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書の写しを添付する。

本様式の「購入先名」の「入札者との関係」欄に記載した関係を証明する規約、登録書等を添付する。

自社製品の資材の活用を予定している場合は、本様式に記載した資材を製造していることを確認できる書面のほか、自社の製造部門が第三者と取引した際の販売実績額又は製造原価（いずれも過去1年以内のものに限る）など本様式の「単価」欄の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書の写し、原価計算書等を添付する。



## 各様式共通

1. 調査対象者又は受注者は、発注機関の長があらかじめ指定した期日（低入札価格調査通知日の翌日から起算して2日以内及び工事完了後しゅん工届提出時）までに記載要領に従って作成した各様式及び各様式の添付書類を提出しなければならぬ。
2. 提出期限以降における提出書類の差し替え及び再提出は、認めない。ただし、発注機関の長が記載要領に従った記載とし、又は必要な添付書類を提出するよう教示した場合は、この限りでない。
3. 各様式に記載した内容を立証するため、各様式ごとに提出すべき添付書類のほか、受注者が必要と認める添付書類を提出することができる。（この場合に、任意の添付書類である旨を各資料の右上部に明記するものとする。）
4. 調査対象者又は受注者は、資料提出にあたり、紙ベースと電子データ（工事調査様式1～2、工事調査表1～8）により協議し、発注者の確認後すみやかに指定様式をPDFファイルとして提出する。

## 工事調査表—5 手持ち機械一覧

1. 本様式は、調査対象工事で使用する予定の手持ち機械について記載する。
2. 「単価」の欄は、手持ち機械の使用に伴う原価を記載する（調査対象工事について発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない場合を含む。）例えば、年間の維持管理費用（減価償却費を含む）を調査対象工事の専属的使用予定日数で按分した金額に運転経費を加えた額を記載する。

## 添付書類

1. 本様式に記載した手持ち機械について、その保有を証明する機械管理台帳等の写し及び写真（調査対象工事に使用予定であることを記載した出荷伝票を当該機械固有の特徴が分かる部分（固有番号等）付近に貼付してその付近を撮影したもの及び機械全体が分かるように撮影したもの）を添付する。
2. 過去1年間の稼働状況など、本様式に記載した手持ち機械が調査対象工事で使用可能な管理状態にあることを明らかにした書面を添付する。
3. 本様式に記載した手持ち機械について、原価の算定根拠を明らかにした書面並びに固定資産税（償却資産）に係る課税台帳登録事項証明書や納税申告における種類別明細書など手持ち機械に係る所有者の氏名・名称及び住所、所在地、種類、数量、取得時期、取得価格、評価額等の明細が明らかにされた書面及び当該年度の減価償却額（当該機械に加えられた大規模補修に伴う追加償却に係るものを含む）を明らかにした書面を添付する。





#### 各様式共通

1. 調査対象者又は受注者は、発注機関の長があらかじめ指定した期日（低入札価格調査通知日の翌日から起算して2日以内及び工事完了後しゅん工届提出時）までに記載要領に従って作成した各様式及び各様式の添付書類を提出しなければならない。
2. 提出期限以降における提出書類の差し替え及び再提出は、認めない。ただし、発注機関の長が記載要領に従った記載とし、又は必要な添付書類を提出するよう教示をした場合は、この限りでない。
3. 各様式に記載した内容を立証するため、各様式ごとに提出すべき添付書類のほか、受注者が必要と認める添付書類を提出することができる（この場合、任意の添付書類である旨を各資料の右上部に明記するものとする。）
4. 調査対象者又は受注者は、資料提出にあたり、紙ベースと電子データ（工事調査様式1～2、工事調査表1～8）により協議し、発注者の確認後すみやかに指定様式をPDFファイルとして提出する。

#### 工事調査表-6 従事者の確保計画

1. 自社従事者と下請従事者とを区別し自社従事者については労務単価、員数とも（ ）内に外書きする。
2. 「労務単価」の欄には、経費を除いた従事者に支払われる予定の日額賃金の額を記載する。自社従事者に係る労務単価については、調査対象工事について発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない場合にあっても、当該自社従事者に支払う予定の賃金の額を記載する。
3. 「員数」の欄には、使用する従事者の延べ人数を記載する。
4. 「下請会社名等」の欄には、従事者を使用する下請会社名、入札者と当該下請会社との関係を記載する（例）協力会社、同族会社、資本提携会社等。取引年数を括弧書きで記載する。

#### 添付書類

1. 本様式に記載した自社社員であることを証明する書面及び過去3月分の支払給与実績等が確認できる給与明細書又は労働基準法第108条の規定に基づく賃金台帳の写し等を添付する。
2. 自社従事者を資格の保有が必要な職種に充てようとするときは、その者が必要な資格を有していることを証明する書面を添付する。



#### 各様式共通

調査対象者又は受注者は、発注機関の長があらかじめ指定した期日（低入札価格調査通知日の翌日から起算して2日以内及び工事完了後しゅん工届提出時）までに記載要領に従って作成した各様式及び各様式の添付書類を提出しなければならぬ。提出期限以降における提出書類の差し替え及び再提出は、認めない。ただし、発注機関の長が記載要領に従った記載とし、又は必要な添付書類を提出するよう指示をした場合は、この限りでない。

各様式に記載した内容を立証するため、各様式ごとに提出すべき添付書類のほか、受注者が必要と認める添付書類を提出することができる（この場合、任意の添付書類である旨を各資料の右上部に明記するものとする。）

調査対象者又は受注者は、資料提出にあたり、紙ベースと電子データ（工事調査様式1～2、工事調査表1～8）により協議し、発注者の確認後すみやかに指定様式をPDFファイルとして提出する。

#### 工事調査表－7 工種別従事者配置計画

本様式には調査表－6の計画により確保する従事者の配置に関する計画を記載する。

「配置予定人数」欄は、長野県が公表する職種のうち必要な職種について記載する。

#### 添付書類

本様式に記載した自社従事者の職種ごとの配置計画を添付する。



#### 各様式共通

1. 調査対象者又は受注者は、発注機関の長があらかじめ指定した期日（低入札価格調査通知日の翌日から起算して2日以内及び工事完了後しゅん工届提出時）までに記載要領に従って作成した各様式及び各様式の添付書類を提出しなければならない。
2. 提出期限以降における提出書類の差し替え及び再提出は、認めない。ただし、発注機関の長が記載要領に従った記載とし、又は必要な添付書類を提出するよう教示をした場合は、この限りでない。
3. 各様式に記載した内容を立証するため、各様式ごとに提出すべき添付書類のほか、受注者が必要と認める添付書類を提出することができる。（この場合、任意の添付書類である旨を各資料の右上部に明記するものとする。）
4. 調査対象者又は受注者は、資料提出にあたり、紙ベースと電子データ（工事調査様式1～2、工事調査表1～8）により協議し、発注者の確認後すみやかに指定様式をPDFファイルとして提出する。

#### 工事調査表－8 建設副産物の搬出処理

1. 調査対象工事で発生するすべての建設副産物について記載する。
  2. 「受入れ価格」の欄には、建設副産物の受入れ予定会社が受け入れる予定の金額で当該会社の取引実績（過去1年以内の受入れ実績に限る）のある単価以上の金額等合理的かつ現実的なものを記載する。
  3. 収集運搬を自社で行う場合は、委託先を「自社」と記載する。
- #### 添付書類
1. 受入れ予定会社が押印した受入れ承諾書を添付する。
  2. 受入れ予定会社が押印した見積書及びその受入れ実績（過去1年以内の受入れ実績に限る）のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。

工事調査表一9 配置予定技術者名簿(低入札価格調査通知日の翌日から2日以内及び工事完了後しゅん工届提出時に提出)

配置予定技術者名簿

工事名		令和4年度 国補道路メンテナンス(橋梁)工事									
		入札時					工事完成時(実績)				
区分	氏名	資格	取得年月日	免許番号 交付番号	配置区分	区分	氏名	資格	取得年月日	免許番号 交付番号	配置区分
監理技術者 現場代理人	西堀 修	一級土木施工管理技士	平成3年 3月8日	9011526	専任						
補助技術者	坂東 克行	一級土木施工管理技士	平成26年 6月18日	C02101010690A	専任						

\* 「公共工事における低価格入札に対する措置」による主任技術者の専任配置又は主任(監理)技術者と同等の資格者を専任で別途配置する技術者も記載する  
 \* 記載した技術者が必要な資格を有することを証明する書面の写しを添付する。  
 \* 調査対象者との雇用関係を確認するため健康保険証の写し等を添付する。

各様式共通

1. 調査対象者又は受注者は、発注機関の長があらかじめ指定した期日（低入札価格調査通知日の翌日から起算して2日以内及び工事完了後しゅん工届提出時）までに記載要領に従って作成した各様式及び各様式の添付書類を提出しなければならぬ。
2. 提出期限以降における提出書類の差し替え及び再提出は、認めない。ただし、発注機関の長が記載要領に従った記載とし、又は必要な添付書類を提出するよう指示をした場合は、この限りでない。
3. 各様式に記載した内容を立証するため、各様式ごとに提出すべき添付書類のほか、受注者が必要と認める添付書類を提出することができる（この場合、任意の添付書類である旨を各資料の右上部に明記するものとする。）
4. 調査対象者又は受注者は、資料提出にあたり、紙ベースと電子データ（工事調査様式1～2、工事調査表1～9）により協議し、発注者の確認後すみやかに指定様式をPDFファイルとして提出する。

工事調査表-9 配置予定技術者

1. 配置を予定する主任技術者、監理技術者、現場代理人及び低入札価格調査による別途配置技術者について記載する。

添付書類

1. 記載した技術者等が自社で雇用することを証明する健康保険証等の写しを添付する。
2. 記載した技術者が必要な資格を有することを証明する書面の写しを添付する。